

「相談」手続についての説明

境界問題相談センター埼玉

第1 境界問題相談センター埼玉は「土地家屋調査士法」に基づき、法務大臣の指定を受け、埼玉土地家屋調査士会が埼玉弁護士会の協力のもと設置した機関です。

第2 境界問題相談センター埼玉は、土地の境界が不明等の理由により発生した民事に関する紛争を中立、公正な立場で話し合いにより解決を図る機関です。

第3 紛争を解決するために、貴方から直接お話しをお聞きして法律の専門家である弁護士と、境界の専門家である土地家屋調査士が専門的立場から解決に向けて助言する「相談」手続と、貴方と相手方双方からお話しをお聞きして最良な解決案を提示して合意による紛争解決を図る「調停」手続があります。

「相談」手続とは、貴方からの相談が**土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争及びこれに付随する事案**です。弁護士1名、土地家屋調査士1名で構成される相談員が貴方に直接お会いしてお話しをお聞きする相談です。貴方の相談に対し、**公正かつ的確に法律判断も含め**専門的な知見を反映し紛争の実情に即した解決を図るものです。当センター内の相談室で行い、おおむね1時間程度です。

第4 お金の貸し借りによるトラブルや交通事故の示談等、土地の境界等が不明により発生した紛争以外は、当相談センターではお受けできませんのでご了承ください。したがって、「相談」申込書の提出にあたっては**相談の内容を詳しく具体的**にお書きください。また、「**相談時に必要な書類**」も出来るだけ収集して添付してください。当センターが紛争の内容を十分に把握できないと相談をお受けできない場合があります。

第5 「相談」手続は原則として、毎月第2、第4木曜日のセンター開所時間内に行います。申込書及び添付書類等により、当センターで取り扱うことのできる紛争内容である場合は相談日時を、そうで無い場合にはその理由を記した文書を郵送により通知します。

第6 「相談」手続に要する費用は当相談センター費用規定により、申出と同時に相談料として10,000円(消費税を含む)を相談センターに納付することと定められています。